

○南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

令和4年5月27日南小国町告示第15号

**改正**

令和4年9月12日告示第28号

令和6年4月17日告示第9号

令和7年4月9日告示第17号

南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成29年7月南小国町告示第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、南小国町建築物耐震促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事及び耐震診断を行う者に対する補助金の交付に関して南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （2） 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、南小国町の町税を滞納していないものとする。
- （3） 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- （4） 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年6月24日熊本県規則第31号）第3条第1号に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）
  - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第一号に示される方法
- （5） 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- （6） 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- （7） 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- （8） 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- （9） 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- （10） 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
  - ア 都道府県における評価委員会等の第三者機関による評定を受けたもの

- イ 国土交通大臣又は公的機関の試験等によりその性能が評価されたもの
  - ウ 町長が上記ア又はイと同等以上と認めたもの
- (11) 耐震診断士 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士
  - イ 上記アに該当する者の他町長が認めた者
- (12) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 耐震診断士
  - イ 上記アに該当する者のほか、町長が認めた者
- (13) 工事監理者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。
- (14) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。
- (15) 高齢者等 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業補助金交付要項第2条第9号に規定するもの  
（補助金の交付対象）

**第3条** 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表1から別表7に定めるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に町長が別に定める書類（様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号、様式第2-4号、様式第2-5号、様式第2-6号、様式第2-7号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項により提出する関係書類のうち、町長が特に必要ないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

**第5条** 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

**第6条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第13条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

（変更申請）

**第7条** 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第10号）に変更の内容の分かる書類を添えて町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

**第8条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第12号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取消することができる。

3 町長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取消するものとする。

（完了期日の変更）

**第9条** 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第13号）により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

**第10条** 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

（状況報告）

**第11条** 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し町長の要請があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（遂行命令）

**第12条** 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告）

**第13条** 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告及び補助金交付変更承認申請書（様式第14号）に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

3 町長は、提出された第1項の報告書及び前項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認及び補助金交付決定変更承認通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工）

**第14条** 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（中間検査）

**第15条** 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達した場合、耐震改修工事中間検査申請書（様式第16号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出し、工事監理者立会いのもと、町長が行う中間検査を受けなければならない。

（1）耐震改修工事及びその工事監理に係る契約書の写し

（2）耐震改修図面

（3）その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。

3 町長は、前項により中間検査を実施した場合、その結果を耐震工事中間検査結果通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

4 町長は、中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該

耐震改修工事が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、町長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。  
(完了実績報告)

**第16条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第18号)に工事監理報告書(様式第19号)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助事業の内容に工事が含まれない場合は、工事監理報告書に替えて、耐震診断書等の成果物の写しを添えて町長に提出しなければならない。  
(補助金の額の確定)

**第17条** 町長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第20号)により補助事業者に通知するものとする。  
(補助金の請求及び交付)

**第18条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第21号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。  
(1) 補助対象事業に係る領収書の写し  
(2) その他町長が必要と認めるもの  
2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。  
(補助金の取消し)

**第19条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第17条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。  
(1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。  
(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。  
(3) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。  
2 町長は、第8条第2項若しくは同条第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第22号)により補助事業者に通知するものとする。  
(補助金の返還)

**第20条** 町長は、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第23号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。  
(関係書類の管理等)

**第21条** 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。  
2 補助事業者は、町長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。  
(完了後の報告等)

**第22条** 町長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するために必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。  
(代理受領)

**第23条** 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項の規

定による補助金交付申請書又は第16条の規定による完了実績報告書を町長に提出する際に、代理受領委任状（様式第24号）を町長に提出しなければならない。

（代理受領の変更）

**第24条** 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第25号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第26号）を町長に提出しなければならない。

（既定の準用）

**第25条** 第23条の規定による委任状の提出があった場合、次に掲げる事項については、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは、「代理受領者」と読み替え、「補助金請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書」と読み替える。

（1） 補助金の請求及び交付

（2） 補助金の取消

（3） 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書（様式第27号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

（2） 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

（補足）

**第26条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

**附 則**（令和4年9月12日告示第28号）

この告示は、令和4年9月15日から施行する。

**附 則**（令和6年4月17日告示第9号）

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

**附 則**（令和7年4月9日告示第17号）

この告示は、令和7年4月9日から施行する。

#### 別表1（第3条関係）

補助事業名	耐震改修設計及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）

補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</li> <li>2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</li> <li>3 平成12年5月31日以前に着工したもの</li> <li>4 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。</li> <li>5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの</li> </ol>
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用は含まない。）
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10分の9以内</li> <li>2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの 60分の53以内</li> </ol>
補助金の額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い方の額</li> <li>2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い方の額</li> </ol>
その他事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。</li> <li>2 耐震改修工事は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。</li> <li>3 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</li> <li>4 交付申請前又は耐震改修設計時に建築士が実施する改修前の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されるものであること。</li> <li>5 改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、本事業の対象外とする。</li> <li>6 耐震改修工事は、工事監理者が工事監理するものであること。</li> </ol>

別表2（第3条関係）

補助事業名	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性

	の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な構造となるものであること。

別表3（第3条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うのに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助

	事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用も含む）
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額

別表4（第3条関係）

補助事業名	建替え設計及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの 4 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） 建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当分とする。
補助率	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10分の9以内 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの 60分の53以内

補助金の額	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い方の額</p> <p>2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い方の額</p>
その他事項	<p>1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>2 工事監理者が工事監理するものであること。</p> <p>3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないものであること。</p> <p>4 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。</p> <p>5 建て替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。</p>

別表5（第3条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）</p> <p>1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</p> <p>3 平成12年5月31日以前に着工したもの</p> <p>4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの</p> <p>5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</p> <p>6 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。</p>
補助事業の対象とな	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する

る経費（補助対象経費）	費用を含まない。） 建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当分とする。
補助率	23%以内
補助金の額	建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は60万円 のいずれか低い方の額
その他事項	<p>1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合することを証明するもの）であること。</p> <p>3 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。</p> <p>4 建て替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。</p>

別表6（第3条関係）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）</p> <p>1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</p> <p>3 平成12年5月31日以前に着工したもの</p> <p>4 平成12年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの</p> <p>イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</p>

	<p>5 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。</p> <p>6 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの</p>
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他事項	本要綱第2条第10号に規定する耐震シェルターであること。

別表7（第3条関係）

補助事業名	耐震診断費補助
補助事業の目的	南小国町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅）	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</li> <li>2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</li> <li>3 平成12年5月31日以前に着工したもの</li> </ol>
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	10分の9以内
補助金の額	耐震診断に要する費用に補助率を乗じて得た額又は15万8千円のいずれか低い方の額
その他事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本要綱第2条第4号に規定する耐震診断であること。</li> <li>2 耐震診断は、耐震診断士が行うものであること。</li> </ol>



様式第2-1号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助)

申請者氏名						
建 物 概 要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )				
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		昭和56年6月1日から平成12年5月31日に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月日	年 月 日				
		年 月 日				
	建築確認 番号年月日	年 月 日 第 号				
年 月 日 第 号						
年 月 日 第 号						
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計士の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の施工業者の概要	事務所名					
	代表者名					

	所在地	
	電話番号	
事業費 (消費税込)	総事業費 (契約額)	円
	耐震改修設計に要する費用	円
	耐震改修工事に要する費用①	円
	耐震改修工事の工事監理に要する費用	円
高齢者等	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当 ( 高齢者 ・ 非課税 ・ 障がい者 )	
補助対象限度額	1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した もの又は高齢者等 175 万円  2. 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 150 万 円  ②	円
補助対象経費	① と②の少ないほうの金額・・・③	円
補助金交付申請額	1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し たもの又は高齢者等 ③×9 / 10 (上限 157.5 万円)  2. 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの ③×53 / 60 (上限 132.5 万円) ※千円未満切捨	円
事業実施予定期間	耐震改修設計	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
	耐震改修工事	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
備考		

※耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての町長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第2-2号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修設計)

申請者氏名						
建 物 概 要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月日	年 月 日 年 月 日				
	建築確認 番号年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号				
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計士の概要	事務所名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					
事業費 (消費税込)	耐震改修設計に要する費用①			円		
補助対象限度額	②			300,000円		
補助対象経費	①又は②の少ないほうの金額・・・ ③			円		
補助金交付申請額	③×2/3 (上限20万円) ※千円未満切捨			円		
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)					
備考						

様式第2-3号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修工事)

申請者氏名										
建 物 概 要	住宅の所在地									
	用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )							
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分			合計			
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
		合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	建築年月日		年 月 日							
			年 月 日							
	建築確認 番号年月日		年 月 日 第 号							
			年 月 日 第 号							
年 月 日 第 号										
耐震診断結果 (上部構造評点)			改修前				改修後			
		1階	X		Y		X		Y	
		2階	X		Y		X		Y	
		3階	X		Y		X		Y	
耐震改修工事の 工事監理者の概要		事務所名								
		代表者名								
		所在地								
		電話番号								
耐震改修工事の 施工業者の概要		施工業者名								
		代表者名								
		所在地								
		電話番号								
事業費 (消費税込)		耐震改修工事費						円		
		工事監理費						円		
		合計・・・①						円		

補助対象限度額	②	1,200,000 円
補助対象経費	① 又は ② の少ないほうの金額・・・③	円
補助金交付申請額	③ × 1/2 (上限 60 万円) ※千円未満切捨	円
耐震改修工事の 予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (予定)	
備 考		

様式第2-4号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震設計費及び建替え工事費の一括補助)

申請者氏名						
建 物 概 要	住宅の所在地					
	用 途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )			
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月日		年 月 日			
			年 月 日			
	建築確認 番号年月日		年 月 日 第 号			
		年 月 日 第 号				
		年 月 日 第 号				
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)		1階	X		Y	
		2階	X		Y	
		3階	X		Y	
耐震設計に係る設計士の概要		事務所名				
		代表者名		建築士名		
		所在地				
		電話番号				
建替え工事の 工事監理者の概要		事務所名				
		代表者名		建築士名		
		所在地				
		電話番号				
建替え工事の 施工業者の概要		事務所名				
		代表者名				
		所在地				

	電話番号	
事業費 (消費税込)	総事業費(契約額)	円
	耐震設計に要する費用	円
	建替え工事に要する費用①※1	円
	建替え工事の工事監理に要する費用	円
高齢者等	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当(高齢者・非課税・障がい者)	
補助対象限度額	1. 昭和56年5月31日以前に着工した もの又は高齢者等 175万円 2. 昭和56年6月1日から平成12年 5月31日までに着工したもの 150万 円 ②	円
補助対象経費	①と②の少ないほうの金額・・・③	円
補助金交付申請額	1. 昭和56年5月31日以前に着工し たもの又は高齢者等 ③×9/10(上限157.5万円) 2. 昭和56年6月1日から平成12年 5月31日までに着工したもの ③×53/60(上限132.5万円) ※千円未満切捨	円
事業実施予定期間	耐震設計	年 月 日～ 年 月 日(予定)
	建替え工事	年 月 日～ 年 月 日(予定)
備考		

※1 建替え工事に要する費用算出(改修工事に要する費用相当額)  
(従前の床面積×交付対象限度額) 計算後の金額を①へ転記

$$\text{m}^2 \times 34,100 \text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

様式第2-5号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (建替え工事)

申請者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )			
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月日		年 月 日			
			年 月 日			
	建築確認		年 月 日 第 号			
	番号年月日		年 月 日 第 号			
耐震診断結果 (上部構造評点)		1階	X		Y	
		2階	X		Y	
		3階	X		Y	
建替え工事の工事監理者の概要		事務所名				
		代表者名				
		所在地				
		電話番号				
耐震改修工事の施工業者の概要		施工業者名				
		代表者名				
		所在地				
		電話番号				
事業費 (消費税込)		建替え工事に要する費用①※1			円	
補助対象限度額		②			2,610,000円	
補助対象経費		①又は②の少ないほうの金額・・・③			円	

補助金交付申請額	③×23%（上限 60 万円） ※千円未満切捨	円
建替え工事の予定 期間	年 月 日 ～ 年 月 日（予定）	
備 考		

※1 建替え工事に要する費用算出（改修工事に要する費用相当額）  
（従前の床面積×交付対象限度額）計算後の金額を①へ転記

$$\text{m}^2 \times 34,100 \text{ 円} = \underline{\hspace{10em}} \text{ 円}$$

様式第2-6号 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震シェルター工事)

建 物 概 要	申請者氏名					
	住宅の所在地					
	用 途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )			
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計	
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月日		年 月 日			
			年 月 日			
	建築確認		年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号						
耐震診断結果 (上部構造評点。旧耐震、新耐震で全壊・大規模半壊の場合は記入不要。)		1階	X		Y	
		2階	X		Y	
		3階	X		Y	
耐震シェルター工事の 施工業者の概要		施工業者名				
		代表者名				
		所在地				
		電話番号				
事業費 (消費税込)		耐震シェルター工事費①			円	
補助対象限度額		②			400,000円	
補助対象経費		①又は②の少ないほうの金額・・・ ③			円	
補助金交付申請額		③×1/2 (上限20万円) ※千円未満切捨			円	
耐震シェルター工事の 予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				

備 考	
-----	--

様式第 2 - 7 号 (第 4 条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震診断)

申請者氏名					
建 物 概 要	住宅の所在地				
	用 途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 )		
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計
		平成 12 年 5 月 31 日以前に着 工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		平成 12 年 6 月 1 日以降に着 工した面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築年月日		年 月 日		
			年 月 日		
	建築確認 番号年月日		年 月 日 第 号		
			年 月 日 第 号		
耐震診断を 実施する者の概要		事務所名			
		代表者名	建築士名		
		所在地			
		電話番号			
補助対象経費 (消費税込)		耐震診断に要する費用…①		円	
補助限度額 A		① × 9/10 (上限 15.8 万円) …② ※千円未満切捨		円	
補助限度額 B		① × 1/3 (上限 6.8 万円) …③ ※千円未満切捨		円	
		③ + 9 万円…④		円	
補助金交付申請額		② 又は ④ の少ない方の金額		円	
事業実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)			
備 考					

様式第3号 (第4条関係)

町税滞納有無調査承諾書

南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業の補助金交付申請に伴い、南小国町税（延滞金を含む。）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

南小国町長 様

住宅の所在地

所有者（申請者） 住 所  
氏 名

共有者 住 所  
氏 名  
電話番号

住 所  
氏 名  
電話番号

※ 氏名欄には南小国町在住で住宅の所有者となる全ての方を記入してください。

税務課確認欄

係 長	担 当

所有者 滞納なし ・ 滞納あり  
(共有者) 町民税・固定資産税・軽自動車税・その他  
上記のとおり確認しました。

税務課長

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

南小国町長 様

南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書

私が所有する下記住宅について、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業による以下の事業を実施することを承諾します。

- 1 住宅の所在地
- 2 対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 申請者 住 所  
氏 名  
電話番号
- 4 所有者 住 所  
(申請者以外 氏 名  
の共有者等) 電話番号
- 住 所  
氏 名  
電話番号
- 住 所  
氏 名  
電話番号
- 住 所  
氏 名  
電話番号

備考：この様式は、所有者以外の居住者等が申請する場合又は所有者が複数人いる場合に使用する。

南小国町長 様

建築士種別  
（登録都道府県）  
登録番号

氏名

### 耐震改修設計実施証明書

下記のとおり、耐震改修設計を実施したことを証明します。

#### 記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 耐震改修設計実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
  - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

南小国町長 様

建築士種別  
(登録都道府県)  
登録番号

氏名

### 耐震改修工事実施証明書

下記のとおり、耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を実施したことを証明します。

#### 記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 工事実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
  - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 補強計画の耐震診断結果報告書の写し

南小国町長 様

建築士種別  
(登録都道府県)  
登録番号

氏名

### 耐震診断実施証明書

下記のとおり、耐震診断を実施したことを証明します。

#### 記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 耐震診断結果報告日
- 4 耐震診断方法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
  - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

南小国町長 様

建築士種別  
(登録都道府県)  
登録番号

氏名

法 適 合 証 明 書

下記の住宅については、建築基準法に適合していることを証明します。

記

- |   |        |                |
|---|--------|----------------|
| 1 | 住宅所有者  |                |
| 2 | 住宅の所在地 |                |
| 3 | 建築面積   | m <sup>2</sup> |
| 4 | 延べ床面積  | m <sup>2</sup> |
| 5 | 高さ     | m              |
| 6 | 階数     | 地上 階、地下 階      |
| 7 | 構造     |                |
| 8 | 備考     |                |

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定をしたので通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助対象事業費及び交付決定額（不交付の場合は理由）

補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断

補助対象事業費 金 円

補助対象経費 金 円

交付決定額 金 円

3 完了予定期日 年 月 日

4 交付の条件

- (1) 南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を厳守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
- (3) 耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての町長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所（所在）

氏名（名称）

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり変更したいので、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業名 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 補助金交付変更額  
既交付決定額 金 円  
変更交付申請額 金 円  
変更増減額 金 円
- 4 変更内容及び理由
- 5 添付書類

様

南小国町長

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業の変更については、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認と）したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業名 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 補助金交付変更額（不承認の理由）

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所（所在）

氏名（名称）

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 中止（廃止）理由

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所（所在）

氏名（名称）

完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となったので、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付決定通知に付された完了予定期日 年 月 日
- 4 変更完了予定日 年 月 日
- 5 変更理由

年 月 日

南小国町長 様

申請者  
住所  
氏名

耐震改修設計完了報告及び補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった下記の住宅に係る南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業について、耐震改修設計が完了したので、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

また、補助金交付決定額（等）に変更があるため、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業＜変更後＞ 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
変更増減額	金	円
- 4 変更内容及び理由
  
- 5 添付書類

様

南小国町長

耐震改修設計完了確認及び補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日付けで報告及び申請のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業の耐震改修設計の完了及び交付決定額等の変更については、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、確認及び下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

南小国町長 様

申請者

住所 (所在)

氏名 (名称)

耐震改修工事中間検査申請書

耐震改修工事中間検査について、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 工事監理者 事務所名  
代表者名  
所在地  
電話番号  
工事監理者
- 3 工事施工業者 施工業者名  
代表者名  
所在地  
電話番号
- 4 中間検査の工程に達する日 年 月 日 (予定)
- 5 添付書類

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

耐震改修工事中間検査結果通知書

年 月 日付で申請のあった耐震改修工事中間検査について、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、検査の結果を通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 中間検査日 年 月 日
- 3 検査結果

- 検査の結果、設計図に基づき適切な耐震改修工事が行われていることを確認しました
- 検査の結果、設計図に基づき適切な耐震改修工事が行われていないとみとめられるため、以下のとおり指示します

【指示事項】

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所（所在）

氏名（名称）

完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業が完了したので、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付決定額 金 円
- 4 実施期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

申請者 様

事務所名

代表者名

所在地

電話番号

工事監理者

工事監理報告書

戸建て木造住宅の以下の事業について、補助対象事業実施計画書のとおり実施されていることを確認したので、報告いたします。

建築物の名称及び所在地				
補助対象事業	耐震改修工事 ・ 建替え工事			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事期間における主要な設計変更	変更 年 月 日	変更された設計 図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のと	確認 年 月 日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

おりであること の確認				
主要な工事が設計図書のとおり に実施されていること の確認	確認 年 月 日	確認事項	確認事項が定め られている設計 図書の種類	確認方法の 概要
工事完了時にお ける確認	確 認 年 月 日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工業者に 与えた注意	注 意 年 月 日	注意の概要	工事施工業者の対応と建築主 に対する報告の概要	
建築設備に係る 意見	意 見 を 聴 い た 年 月 日	意見を聴いた者 の住所及び氏名	意見を聴いた者 の勤務先の住所 及び名称	意見を聴い た事項
備 考				

〔注意事項〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。

- 2 「補助対象事業」の欄は、該当に○を付け増築等あれば追記してください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工業者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 6 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
- 8 同内容を記載したものであれば、様式は問わない。

様式第20号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

### 補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

#### 記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付確定補助金額 金 円

様式第21号（第18条関係）

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所（所在）

氏名（名称）

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
預金種目 口座番号	普通 ・ 当座 ・ その他	
フリガナ		
口座名義人		

- 4 添付書類
  - (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
  - (2) その他町長が必要と認めるもの

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金決定通知した南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、南小国町戸建て木造住宅耐

震改修事業補助金交付要綱

第 8 条 第 2 項
第 8 条 第 3 項
第 19 条 第 1 項

の規定により、下

記のとおり取り消したので、第 19 条 第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業
- 3 交付決定（交付確定補助金）額 金 円
- 4 交付決定（交付確定補助金）取消額 金 円
- 5 取消理由

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で取り消した南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・  
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 返還命令額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還理由
- 6 返還方法

年 月 日

南小国町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

### 代理受領委任状

南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 23 条の規定により、補助金の請求及び受領を、下記の代理受領者に委任します。

#### 記

1 対象建築物

所在地 南小国町  
建物名称

2 代理受領者

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

年 月 日

南小国町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

### 代理受領変更届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、下記のとおり代理受領の内容を変更したいので南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第24条第1項の規定により届け出ます。

#### 記

1 対象建築物

所在地 南小国町  
建物名称

2 代理受領者 変更前 住 所  
会社名  
氏 名  
電話番号  
変更後 住 所  
会社名  
氏 名  
電話番号

3 変更理由

年 月 日

南小国町長

様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

### 代理受領中止届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、下記のとおり代理受領を中止したいので南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第24条第2項の規定により届け出ます。

#### 記

1 対象建築物

所在地 南小国町  
建物名称

2 代理受領者

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

3 中止理由

年 月 日

南小国町長 様

代理受領者 住 所  
 会 社 名  
 氏 名  
 電話番号

申 請 者 氏 名

代理受領補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金として、南小国町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第25条第1項の規定により準用する同要綱第18条第1項の規定により請求します。

記

請 求 額		円
口 座 振 替 先	金融機関 及び支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※添付書類

- ・実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- ・実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し